

博士學位論文

内容の要旨
および
審査結果の要旨

乙第9号

2003

創価大学

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規程による公表を目的として、平成15年9月20日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した乙は、学位規則第4条2項(いわゆる論文博士)によるものである。

創価大学

氏名(本籍)	佐久間 信夫(千葉県)
学位の種類	博士(経済学)
学位記番号	乙第9号
学位授与の日付	平成15年9月20日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当 創価大学大学院学則第17条第5項 創価大学学位規則第3条の3第4項該当
論文題目	アメリカ企業支配論争と企業統治の展開
論文審査機関	経済学研究科委員会
論文審査委員	主査 野口 祐 経済学研究科客員教授 副査 中村 忠 経済学研究科客員教授 副査 植田 欣次 経済学研究科教授

審査報告書

『アメリカ企業支配論争と企業統治の展開』 佐久間信夫教授

論文の内容の要旨

この論文は、株式会社の発展と株式の分散に比例して、所有と経営の機能的分離にもかかわらず、所有と支配の機能的結合があり、三段階で進展していくと考え、第1段階では、機能資本家において所有と経営は結合した状態であり、第2段階では、所有者は専門経営者を通じて企業の管理をしている。(間接的管理)株式がより分散した第3段階では、経営者が企業機関を掌握することによって、自らの任免権を持つ経営者支配が成立するとしている。

ここでは、アメリカの歴史に即して個人所有の段階 機関所有の段階 企業統治の段階として捉えようとしている。その結果、アメリカにおいて、所有者支配 経営者支配説 さらに経営者支配説の延長線上に企業統治論が配置されている。これは機関投資家の重心が商業銀行信託部門から年金基金に重点が移動し、取締役会の構造改革、経営者へのモニタリング機能強化による企業統治へと発展したのである。(ドイツの共同決定法やフランスの経営への参加(アンガージュマン)を参照)

第1段階の所有者支配説 1940年代に発表されたTNEC報告書は第2次世界大戦になって個人株式の増大、従業員持株制度、投資信託や年金基金の株式所有の増大を人民資本主義から展開したものに対して、バデイッシュ(M. Budish)は所有者支配の観点から(第2章)、またパーロ(V. Perlo)は大株主と銀行の統合による支配の立場から(第3章)、さらに1960年代に大商業銀行信託部門への株式集中により、銀行による産業支配の懸念が極めておおきくなった。(第4章パットマン報告書)そして、最後にコッツ(D. M. Kotz)はTNEC同様に支配を企業の経営政策を決定する権限とし、派遣された取締役がどのような役職についているか、その上株式所有、融資等を組み合わせて支配力を行使しているかを分析している。

第1段階の所有者支配説から第2段階への延長について、さきの所有者支配のスタートとなるTNECへの批判から出発したゴードン(R. A. Gordon)は、支配を経営者を選任ないし解任する力の所有として捉え、株式所有は直ちに支配を意味するものではなく、経営者支配のスタートを形成するものとした。(第1章)

このことにより経営の実態に即して、議会による調査報告書やSEC報告書により、経営者支配説を主張したのがブランバーグ(P. L. Blumberg)である。(第5章)そこでは、ウォール・ストリート・ルールや委任状勧誘機構を経営者が掌握している事実から経営者支配を主張した

のである。

次にハーマン（E. S. Herman）は、支配には「経営者による文字通りの支配」と「部分的な支配」があり、内部経営者は外部からの「抑止力」の制約を受けながら主要な意志決定を行っているとしている。他方ミンツ＝シュワルツ（B. Mintz & M. Shwartz）は、金融支配者の見解、産業社会の任免、政策決定への介入を否定して、構造的制約、兼任を梃子に資金フローに関する情報入手、取締役連結を介して商業銀行間の強調が成立するという方法で産業社会にヘゲモニーを行使しているとみなした。（第7章）

第2部は、米日独における現実の企業統治の状況についての考察をしている。アメリカの企業統治（第9章）の特徴は、M&Aを介した経営者に対する規律づけやSECが株式と経営者攻防におけるルール作りをして企業統治の先進国とみられたが、「エンロン問題」は、その実態の虚構性があらわになったのである。

日本の場合、企業統治について、会社機構構造（第10章）と2001年から02年にかけて企業統治関係を中心に改正された商法の効果（第11章）、そして日本のステークホルダーの動向（12章）、その上日本の企業統治における株式相互所有について代表的な理論を批判的に検討し、独自の主張を試みている。（第13章）

ドイツについての企業統治の現状を会社機関構造の検証、と日本と類似しているハウス・バンクや役員の兼任等を企業間関係の実証研究にもとづいて研究を進めてきた。（第14章）

以上が論文内容についてその論文構成に即して整理したものである。

論文審査の要旨

ここでは論文の内容の要旨にもとづき審査委員の相互の討議と論文提出者との面接結果により、いくつかの点を要約すると次の通りになる。

まず第1に、アメリカの企業支配論争の系譜は長年にわたる研究成果が出ており、アメリカ企業支配学説の研究史としてはよくまとめられていて、それ自体で博士論文として評価が可能であるといつてよい。

第2に、米日独の企業統治の展開は、1980年代以降の研究のためか十分成熟したものとなっていない。アメリカにおいても、一番理論水準の高いと見られている西部アメリカ経営学会でも、企業統治論、バーチャル経営論について経営学が成立可能かどうかの議論があり、決着がついていない。この論文では、企業統治論は企業支配の延長線上にあるとしているが、その論

拠である年金基金制度やステークホルダー論争は社会学の枠内でしか取り上げられていないので、この論拠は今後一層研究の研鑽によって分析されると良いものができるであろう。まして、日本やドイツの文献は巨大な集積がなされているので、アメリカとの差異については今後の研究に期待したい。

第3に、所有者支配 経営者支配 企業統治の歴史的序列の分析と論理的分析は必ずしも同列に論ずることができないので、この点は、所有と経営の機能的分離と機能的統合の歴史的論理的分析を再吟味すれば、世界の経営学的分析として最高のランクに位置づけることができるであろう。

最終試験の結果

既に論文の内容の要旨で明らかにしたように、この提出論文の最良の成果は、第1部の「所有者支配論」の再吟味から「経営者支配論」の重点移行への諸学説の詳細な分析にある。この点は、従来 of 学説史的な研究に大きく貢献している。

論文審査の要旨のように、第2部の企業統治については1980年以降問題とされてきたため、状況の把握が十分とはいえない。もちろん、この企業統治論自体アメリカでも十分整理されていない。アメリカ・モデル＝株主一元的のみでなく、ヨーロッパでも、特にドイツ・モデル＝労使二元的、フランス・モデル＝参加型というヨーロッパ・モデルがあり、日本の複合的、多元的モデル論の相異がある。だがこうした不十分さを持ちながらも日米独の最近の企業統治の動きを実証的に分析されており、その努力は高く評価される。

以上のことから3人の委員全員が佐久間氏の論文を「博士論文」としてよいと評価した。

なお今後期待される点について付言しておこう。第1部から第2部への移行の内的必然性、関連性は十分ではなく、ステークホルダーの展開やその他環境問題、年金問題等の社会的対象をいかに取り組み、経営学の対象として処理できるのかどうか、（経営社会学か）不明である。確かに論文の焦点である経営者支配論と企業統治論の機能的同一性については指摘のとおりであるが、様々な社会現象の取り込みについての明確な理論的把握が指摘されていない。西部アメリカ経営学会の論争は一応掘り下げられているので、これを含み超えた掘り下げが将来望まれる。

以上